

高知大学医学部附属病院企画・運営会議規則

平成16年4月1日
規則第241号

最終改正 令和7年4月9日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第13条第2項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院企画・運営会議（以下「企画・運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 企画・運営会議は、次の各号に掲げる事項について、病院長の求めに応じて審議し、及び企画する。

- (1) 病院の将来計画に関する事。
- (2) 病院の経営に関する事。
- (3) 病院の組織及び人事に関する事。
- (4) 先進医療に関する事。
- (5) 医事紛争・医療事故の防止及び対策に関する事。
- (6) 患者サービスに関する事。
- (7) 地域医療との協力関係に関する事。
- (8) 医師、歯科医師及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する事。
- (9) その他病院長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 企画・運営会議の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 診療科長のうちから病院長が指名する者 若干人
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 医療技術部長
- (7) 医学部・病院事務部長
- (8) 総務企画課長

- (9) 会計課長
- (10) 医事課長
- (11) 医療支援課長
- (12) その他病院長が必要と認める者 若干人

2 前項第3号及び第12号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第12号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 企画・運営会議に議長を置き、病院長をもって充てる。

2 議長は、企画・運営会議を招集する。

3 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第5条 企画・運営会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に支障のあるときは、当該委員の指名した者が代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(専門部会)

第6条 議長は、特定の事項について審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会委員は、議長が委嘱する。

(庶務)

第7条 企画・運営会議の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年9月11日規則第30号）

この規則は、平成19年9月11日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月9日規則第2号）

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則（平成29年5月9日規則第4号）

- 1 この規則は、平成29年5月9日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の高知大学医学部附属病院企画・運営会議規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第1項の規定により高知大学医学部附属病院企画・運営会議の委員に委嘱されている者は、改正後の高知大学医学部附属病院企画・運営会議規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定により委嘱等されたものとみなす。この場合において、改正後の規則第3条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる委員の任期は、改正前の規則第3条第1項の規定により高知大学医学部附属病院企画・運営会議の委員に委嘱された日から起算する。

附 則（令和元年11月20日規則第39号）

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日規則第77号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第11号に掲げる委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則（令和7年4月9日規則第3号）

この規則は、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。